

参考 計 6－（6）

リモートセンシング技術の活用の検討について（案）

（令和 7 年 9 月 29 日 第 5 回調査観測計画検討分科会 資料 計 5－（5））

第 5 回分科会では、リモートセンシング技術の活用について、総合基本施策中間取りまとめでの位置づけを踏まえて検討する。

論点

- ・火山の基盤的・機動的調査観測において、火山活動の状態の面的な把握や、大規模噴火時の噴煙や広域に及ぶ火山ハザード等の把握に資する、リモートセンシング技術の活用はどのようなものか。
- ・火山の基盤的・機動的調査観測において、火山活動の状態把握や推移予測、噴火発生即時把握及び火山ハザードの把握を継続できるようにするための、リモートセンシング技術の活用はどのようなものか。
- ・観測技術の進展等に伴い期待される、火山におけるリモートセンシング技術の更なる活用の推進はどのようなものか。

第 5 回分科会では、金子委員と国土地理院から、リモートセンシング技術の活用についてプレゼンテーションしていただく。特に国土地理院からは火山活動衛星解析グループについてご発表いただく。

<総合基本施策中間取りまとめにおける「リモートセンシング技術の活用」の位置付け>

総合基本施策中間取りまとめ（第 2 章/ 1. 火山に関する総合的な調査観測の推進/（3）リモートセンシング技術の活用）において、以下の課題が挙げられている。

- ・火山の基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用は、火山活動の状態の面的な把握や、大規模噴火時の噴煙や広域に及ぶ火山ハザード等の把握のため、また、噴火等に伴う立入規制区域の設定による現地観測の制限や、噴火の影響による現地観測の停止が想定される場合等においても、火山活動の状態把握や推移予測、噴火発生即時把握及び火山ハザードの把握を継続できるようにするために必要である。
- ・リモートセンシング技術はこれまで火山の基盤的・機動的な調査観測に効果的に活用されてきており、観測技術の進展等に伴い、更なる活用の推進が期待される。

このため、基本目標として、

「基盤的・機動的な調査観測におけるリモートセンシング技術の活用」を設定する。

- ・基本目標の達成に向けて、この 10 年間に以下の項目について取り組むべきである。

- 地殻変動観測のために、衛星（だいちシリーズ等）や航空機等を活用したリモートセンシングを実施する。
- 表面現象や噴出物、熱の観測のために、衛星（ひまわり、しきさい等）、航空機、ドローン、気象レーダー、地上設置カメラ等を活用したリモートセンシングを実施する。
- 各行政機関や大学、研究機関等の連携協力の体制により、衛星によるリモートセンシング技術の火山活動評価及び噴火活動把握への活用を推進する。